

令和2年8月～令和3年7月に支給される一時金に適用される

換算率

【参考】改正前

R2. 6. 25厚生労働省告示第243号

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された保険給付に乗すべき率 (単位%)	支給された保険給付に乗すべき率 (単位%)
S 50年4月1日～51年3月31日	227.1	227.2
51年4月1日～52年3月31日	204.2	204.2
52年4月1日～53年3月31日	186.5	186.6
53年4月1日～54年3月31日	176.7	176.7
54年4月1日～55年3月31日	166.4	166.4
55年4月1日～56年3月31日	157.5	157.5
56年4月1日～57年3月31日	150.3	150.3
57年4月1日～58年3月31日	143.2	143.2
58年4月1日～59年3月31日	139.5	139.5
59年4月1日～60年3月31日	135.0	135.0
60年4月1日～61年3月31日	130.6	130.7
61年4月1日～62年3月31日	127.5	127.6
62年4月1日～63年3月31日	124.7	124.7
63年4月1日～元年3月31日	120.3	120.4
H 元年4月1日～2年3月31日	117.0	117.0
2年4月1日～2年7月31日	113.7	113.7
2年8月1日～3年7月31日	117.0	117.0
3年8月1日～4年7月31日	113.7	113.7
4年8月1日～5年7月31日	109.2	109.3
5年8月1日～6年7月31日	107.1	107.1
6年8月1日～7年7月31日	105.5	105.6
7年8月1日～8年7月31日	103.3	103.3
8年8月1日～9年7月31日	101.8	101.9
9年8月1日～10年7月31日	100.4	100.4
10年8月1日～11年7月31日	99.4	99.5
11年8月1日～12年7月31日	99.8	99.9
12年8月1日～13年7月31日	99.5	99.5
13年8月1日～14年7月31日	98.9	98.9
14年8月1日～15年7月31日	99.8	99.8
15年8月1日～16年7月31日	100.7	100.7
16年8月1日～17年7月31日	100.5	100.5
17年8月1日～18年7月31日	100.3	100.4
18年8月1日～19年7月31日	100.0	100.0
19年8月1日～20年7月31日	100.2	100.2
20年8月1日～21年7月31日	100.0	100.0
21年8月1日～22年7月31日	100.3	100.3
22年8月1日～23年7月31日	101.7	101.7
23年8月1日～24年7月31日	101.4	101.4
24年8月1日～25年7月31日	101.7	101.7
25年8月1日～26年7月31日	102.3	102.3
26年8月1日～27年7月31日	102.3	102.4
27年8月1日～28年7月31日	101.8	101.8
28年8月1日～29年7月31日	101.3	101.4
29年8月1日～30年7月31日	101.1	101.1
30年8月1日～元年7月31日	100.5	100.6
元年8月1日～2年7月31日	100.0	100.0